

令和5年2月市議会 教育厚生委員会資料

第37号議案

長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の  
一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正する条例名 .....	3
2 改正理由 .....	3
3 改正の内容 .....	3～4
4 施行期日 .....	4
5 新旧対照表 .....	5～14

こども部  
福祉部  
令和5年2月



## 1 改正する条例名

- (1) 長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) 長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (3) 長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

## 2 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、従うべき基準である安全計画の策定等に係る基準等を整備する必要があるため。

## 3 改正の内容

### (1) 安全計画の策定等

利用者の安全確保に関する計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じるよう義務付けるもの。

対象条例	該当条文
児童福祉施設基準条例	第7条の2
家庭的保育事業等基準条例	第8条の2
指定通所基準条例	第41条の2（第61条、第65条、第79条、第86条、第87条、第91条、第99条及び第104条において準用する場合を含む。）

### (2) 自動車を運行する場合の所在の確認

児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、乗降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握する方法により、確認することを義務付けるもの。

対象条例	該当条文
児童福祉施設基準条例	第7条の3
家庭的保育事業等基準条例	第8条の3
指定通所基準条例	第41条の3第2項（第61条、第65条、第79条、第86条、第87条及び第91条において準用する場合を含む。）

### (3) 設備の共用や職員の兼務を可能とする

保育所等に他の社会福祉施設が併設されている場合、又は保育所等の児童と児童発達支援事業所等の障害児を交流させる時は、その保育や支援に支障がない場合は、専従の人員についても共用できることとするもの。

対象条例	該当条文
児童福祉施設基準条例	第10条
家庭的保育事業等基準条例	第11条

指定通所基準条例	第6条第9項、第7条第9項 第62条第3項、第70条第4項
----------	----------------------------------

(4) 業務継続計画の策定等（指定通所支援の事業等は規定済み）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続して提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修及び訓練の実施等の努力義務を課すもの。

感染症及び食中毒の発生及びまん延の防止についての取組強化の観点から、訓練を定期的に行う努力義務を課すもの。

対象条例	該当条文
児童福祉施設基準条例	第12条の2、第14条
家庭的保育事業等基準条例	第15条

(5) 懲戒に係る権限の濫用禁止の規定の削除

児童虐待の防止等を図る観点から、児童虐待を正当化する口実に利用されているとの指摘のある親権者の懲戒権について、民法の規定が削除されたことに伴い、同様の措置を講ずるもの。

対象条例	該当条文
児童福祉施設基準条例	第13条
家庭的保育事業等基準条例	第14条
指定通所基準条例	第47条、第61条、第79条

(6) 職員の数の算定に当たっての看護師等の特例

乳児4人以上を入所させる保育所に限り、当分の間、保健師、看護師又は准看護師を1人に限って、保育士とみなすことができるとされていたが、乳児の在籍人数の要件が撤廃されたことに伴い、同様の措置を講ずるもの。

対象条例	該当条文
児童福祉施設基準条例	附則第3項

#### 4 施行期日

(1) 令和5年4月1日

(2) 公布の日（3(5)のみ）

※ ただし、3(1)の安全計画の策定等の義務について、令和6年3月31日までの間、策定等についての経過措置を設ける。（保育所及び家庭的保育事業等を除く。）

また、3(2)の自動車を運行する場合の所在の確認についても、令和6年3月31日までの間、安全装置の設置についての経過措置を設ける。

## 5 新旧対照表

### (1) 長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

改正後	改正前
<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第7条の3 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを</u></p>	<p>[新設]</p>

除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

[削除]

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、この限りでない。

[新設]

[新設]

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 児童福祉施設の長は、入所中の児童

(衛生管理等)

第14条 [略]

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3・4 [略]

附 則

(経過措置)

2 [略]

3 第37条第3項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下この項において「看護師等」という。)を、1人に限つて、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

等(法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。)に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 [略]

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3・4 [略]

附 則

(経過措置)

2 [略]

3 乳児4人以上を入所させる保育所に係る第37条第3項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限つて、保育士とみなすことができる。

(2) 長崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

改正後	改正前
<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(自動車を行う場合の所在の確認)</u></p> <p><u>第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない</u></p> <p><u>2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前</u></p>	<p>[新設]</p>



向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

#### 第14条 削除

（衛生管理等）

第15条 [略]

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3～5 [略]

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

（衛生管理等）

第15条 [略]

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3～5 [略]

(3) 長崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2～8 〔略〕</p> <p>9 <u>第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第1条第2項に規定する家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。))をいう。以下同じ。)</u>に入所し、又は<u>幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2～8 〔略〕</p> <p>9 <u>前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。</u></p> <p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p>第41条の2 <u>指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>2～8 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2～8 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を行う場合の所在の確認)

[新設]

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(障害児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第47条 削除

(準用)

第61条 第5条、第8条、第9条及び前節(第12条及び第47条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

(従業者の員数)

第62条 [略]

2 [略]

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(従業者の員数)

第70条

2・3 [略]

4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

(準用)

第79条 第13条から第23条まで、第25条、第27条(第4項及び第5項を除く。)から

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第47条 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。)の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(準用)

第61条 第5条、第8条、第9条及び前節(第12条を除く。)の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

(従業者の員数)

第62条 [略]

2 [略]

[新設]

(従業者の員数)

第70条

2・3 [略]

[新設]

(準用)

第79条 第13条から第23条まで、第25条、第27条(第4項及び第5項を除く。)から

第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第46条まで、第48条、第50条から第53条まで及び第55条から第57条までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第77条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第74条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第76条」と読み替えるものとする。

(準用)

第99条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第41条の2、第41条の3第1項、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第57条及び第78条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第98条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第97条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第97条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支

第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで及び第55条から第57条までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第77条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第74条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、同項第3号中「第36条」とあるのは「第76条」と読み替えるものとする。

(準用)

第99条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第57条及び第78条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第98条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第97条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第97条第2項」と、第27条第1項、第28条及び第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪

<p>援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第104条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、<u>第41条の2、第41条の3第1項</u>、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第57条、第78条及び第96条から第98条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第104条において準用する第98条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2校中「次条」とあるのは「第104条において準用する第97条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第104条において準用する第97条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。</p>	<p>問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p> <p>第104条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条(第4項及び第5項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第39条の2、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第57条、第78条及び第96条から第98条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第104条において準用する第98条」と、第17条中「いう。第38条第6号及び第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第104条に大西課長いて準用する第97条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第104条において準用する第97条第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。</p>
--	--